

令和 7 年度
妊産婦・乳児健康診査等業務委託実施の手引き（市外医療機関用）

1. 目的

母子保健法第 13 条の規定に基づき、妊産婦及び乳児の健康保持・増進を図るとともに、B 型肝炎等の母子感染を防止し、また疾病及び心身の異常を早期に発見し早期治療を図ることを目的とする。

2. 対象者

健診実施日に豊橋市に住所を有する妊産婦及び乳児（新生児の場合は健診実施日において豊橋市に住民登録のある見込みの者を含む）で、「妊産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査受診票」を持参した者に限ります。

（注）妊産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査受診票は母子健康手帳別冊の「妊産婦・乳児健康診査受診票等つづり」（以下「受診票つづり」という。）に綴じ込んであり、1 人につき妊婦健康診査を 14 回（多胎妊婦は 19 回）、産婦健康診査を 2 回、新生児聴覚検査を 1 回、乳児健康診査を 2 回使用できます。また各受診票の有効期限は次のとおりです。

妊婦健康診査（第 1 回～第 14 回）…交付の日から分娩日まで

※多胎妊婦には、妊産婦健康診査の第 4 回～第 7 回及び第 12 回、新生児聴覚検査、乳児健康診査を綴じ込んだ 2 冊目の「受診票つづり」を追加交付しています。

産婦健康診査（第 1 回・第 2 回）…第 1 回：出産後 2 週間（4 週まで使用可）

第 2 回：出産後 4 週間（8 週まで使用可）

新生児聴覚検査…出生後の 1 か月以内

乳児健康診査（第 1 回・第 2 回）…発行年度により受診可能期間が異なりますので、受診票を確認してください。

参考：乳児健康診査有効期限

令和 6 年度まで発行分

第 1 回・第 2 回とも出生の日から満 1 歳 1 か月に達する日の前日まで

令和 7 年度発行分（第 1 回）生後 28 日から生後 6 週間になる前日まで

（第 2 回）出生の日から満 1 歳 1 か月に達する日の前日まで

3. 検査項目

○妊婦健康診査

第 1 回…基本健診、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定、血色素検査、血糖検査、ABO 式血液型・Rh 血液型検査、不規則抗体検査、HBs 抗原検査、梅毒血清反応検査（STS）、梅毒トレポネーマ抗体定性、HCV 抗体検査、HIV 抗体検査、風疹ウィルス抗体価検査、子宮頸がん検査、腹部超音波検査

第 2～3 回、第 5～7 回、第 9 回、11 回、第 13～14 回

…基本健診、血圧測定、尿検査（蛋白及び糖）

第 4 回…基本健診、血圧測定、尿検査（蛋白及び糖）、腹部超音波検査

第 8 回…基本健診、血圧測定、尿検査（蛋白及び糖）、血色素検査、血糖検査、腹部超音波検査、HTLV-1 抗体検査、性器クラミジア感染検査

第 10 回…基本健診、血圧測定、尿検査（蛋白及び糖）、GBS 検査

第 12 回…基本健診、血圧測定、尿検査（蛋白及び糖）血色素検査、腹部超音波検査

○産婦健康診査

第 1 回、第 2 回…健康状態・育児環境の把握（生活環境、授乳状況、育児不安、精神

疾患、子宮復古状況、悪露、乳房の状態）、測定（体重、血圧）、尿検査（蛋白及び糖）、産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントの実施（エジンバラ産後うつ病質問票等を用いたメンタルチェック）

○新生児聴覚検査

AABR（自動聴性脳幹反応検査）、ABR（聴性脳幹反応検査）、OAE（耳音響放射検査）、TEOAE（自動耳音響放射検査）のいずれかの検査

○乳児健康診査

第1回、第2回……問診（令和7年度発行の第1回のものに限る）、基本健診

4. 健康診査の内容

【共通事項】

受診票（結果報告書）の太枠内の記入漏れがないか確認してください。未記入の場合は、本人に記入を求めてください。

但し、新生児聴覚検査実施時に乳児の氏名が決定していない場合は空欄でも構いません。

【妊婦健康診査】

- ①一般診察…妊娠週数に応じた診察及び検査・計測により、妊娠経過、合併症及び偶発症の有無について観察し、かつ流産、早産、妊娠高血圧症候群等、子宮内胎児発育発達遅延等の母児の障害予防に重点をおいて診察してください。
- ②尿検査 …随時に採取した尿について、糖・蛋白は試験紙を用いて検査してください。
- ③血圧測定…5分以上の安静をとった後、原則として座位で測定してください。
- ④血色素 …血色素量を測定してください。

第1回、第8回、第12回は必ず実施してください。

- ⑤HBs抗原検査・梅毒トレポネーマ抗体定性・梅毒血清反応検査(STS)・ABO式血液型・Rh血液型検査・不規則抗体検査・HCV抗体検査・HIV抗体検査・風疹ウィルス抗体検査・血糖検査・子宮頸がん検査

…第1回の妊婦健康診査受診票で健診を受ける妊婦に対して行ってください。なお、HIV抗体検査については妊婦に説明し、同意が得られた場合に実施してください。

- ⑥超音波検査

…第1回、第4回、第8回、第12回の妊婦健康診査受診票で健診を受ける妊婦に対して行ってください。

- ⑦血糖検査・HTLV-1抗体検査・性器クラミジア感染検査

…第8回の妊婦健康診査受診票で健診を受ける妊婦に対して行ってください。

- ⑧GBS検査

…第10回の妊婦健康診査受診票で健診を受ける妊婦に対して行ってください。

※妊婦健康診査受診票は妊婦の状態に応じて、回数を前後させ使用して構いません。

※多胎妊婦は、第4回～第7回及び第12回の受診票が2枚ありますので、妊婦の状態に応じて使用して構いません。

【産婦健康診査】

- ① 健康状態・育児環境の把握

…健康状態・育児環境（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴及び服薬歴、子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）の把握をしてください。

- ② 血圧測定 … 5 分以上の安静をとった後、原則として座位で測定してください。
- ③ 尿検査 … 随時に採取した尿について、糖・蛋白は試験紙を用いて検査してください。
- ④ エジンバラ産後うつ病質問票等を用いたメンタルチェック
… 産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行ってください。継続支援の必要がある場合は、母子連絡票等を用いて豊橋市保健所こども保健課へご連絡ください。

【新生児聴覚検査】

検査方法 … A A B R（自動聴性脳幹反応検査）、A B R（聴性脳幹反応検査）、O A E（耳音響放射検査）、T E O A E（自動耳音響放射検査）のいずれかの検査を実施してください。

【乳児健康診査】

- ① 問診（但し、令和 7 年度発行の第 1 回のものに限り）
… 診察の前に、保健医療に習熟した助産師、看護師または医師が乳児健康診査問診票の記載内容を確認し、評価してください。
- ② 一般診察 … 月数に応じた診察及び計測により、心身の異常の発見に重点をおいて診察し、また育児・生活指導を行ってください。

5. 受診票（結果報告書）の記入について

結果報告書は記入もれのないようにお願いします。

受診票に不備があった場合は返却する場合があります。その場合には訂正後再度提出してください。「医療機関コード」欄は、厚生局指定の 10 ケタの医療機関コードを記入してください。なお、判定区分は医師の判断により以下の表を参考にしてください。

妊産婦健康診査

1 異常なし	特に問題を認めなかったもの
2 要指導	問題があるが生活指導で問題の解消が可能で、その問題に対して指導
3 要観察	問題を判定するために、直ちに特別な検査や治療をする必要はないが、継続した観察を必要とするもの
4 要精検	問題があつて直ちにあるいは近い将来精密検査を要するもの
5 要医療	治療が必要となるもの
6 管理中	問題があるがすでに管理されているもの

新生児聴覚検査

1 異常なし	検査結果で異常がみられなかった者
2 難聴疑い	検査結果で異常がみとめられた者（右、左）
他機関紹介・その他	検査結果で異常がみとめられ、精密検査が必要とされた者

乳児健康診査

1 異常なし	診察で異常がみられなかった者
2 既医療	受診の際に既に医療を受けている者
3 要観察	要観察と診断され、経過観察が必要な者
4 要治療（精神面）	精神面での医療が必要と診断された者
5 要治療（身体面）	身体面での医療が必要と診断された者
6 要精密	精密検査が必要と診断された者

6. 健診結果の通知

健診結果及び判定は本人又は保護者に説明するとともに、母子健康手帳に健診結果を記入してください。要観察、要精検、要医療、要治療と判定されたものに対しては、事後の措置について十分指導を行ってください。豊橋市から本人又は保護者あてに結果通知は行いません。また、新生児聴覚検査の確認検査でリファ（要精検）の場合は、先天性サイトメガロウイルス感染症検査、及び、新生児聴覚検査精密健康診査の実施できる医療機関を紹介してください。

7. 受診票の取り扱い

- (1) 豊橋市発行の受診票で健診を希望する者が来院したら豊橋市民であることを本人又は保護者に確認してください。
- (2) 他市町村長発行の受診票は、転入・転出の際に差替えることが原則ですので、住所地と違う受診票を提示された場合は、現住所地の市町村で差替えるよう指導してください。

8. 費用の請求等について

- (1) 1か月分をまとめて翌月の10日（土日祝日の場合は前開所日）必着で、妊産婦健康診査委託料請求書（様式第13号）もしくは新生児聴覚検査・乳児健康診査委託料請求書（様式第14号）に受診票（結果報告書（令和7年度発行分に係る乳児健康診査第1回は問診票と併せて））を添付し、豊橋市保健所こども保健課に直接請求してください。
- (2) 期日までに間に合わない場合は、翌月分と合算して請求してください。（年度内に限る）
- (3) 豊橋市あての請求書を誤って国保連合会へ送付した場合は、医療機関へ返戻されます。再度（1）のとおり豊橋市へ直接請求してください。
- (4) 豊橋市は内容を審査した後、翌月半ば頃までに委託料をお支払いします。
- (5) 「妊産婦・乳児健康診査受診票」を使用した者の健診費用は公費で一部補助します。ただし、健診費用の不足分や、当該受診票に記載のない検査を行った場合は、その費用は本人又は保護者から徴収してください。

連絡先：豊橋市保健所こども保健課

〒441-8539 豊橋市中野町字中原100番地

TEL (0532) 39-9160